

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3  
電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393  
ホームページアドレス <http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219>  
電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



## 米国で水疱性口炎が続発しています

本年5月下旬、テキサス州のメキシコ国境付近の農場において、馬に水疱性口炎の発生が確認され、その後、米国中央部のコロラド州へ発生が拡大し、8月21日現在、両州の186農場において、馬277頭及び牛10頭で感染が報告されています。

### ○水疱性口炎とは

家畜伝染病予防法が定める**法定伝染病**で牛、水牛、鹿、馬、豚、いのしし等が対象家畜です。

原因：ラブドウイルス科、ベシクロウイルス属の水疱性口炎ウイルス

疫学：ウイルスは吸血昆虫（ダニ、サシバエ、蚊、ブヨ等）によって伝播されるため、発生に季節性がみられる。発生時には感染動物や汚染物との接触でも伝播する。環境中では、本病ウイルスを含む唾液は、飼い葉、干し草等において、3日～4日の間、感染性を保持するとの報告があります。

蹄、鼻及び口腔内に水疱を形成するなど口蹄疫と同様の臨床所見を呈することから、特に偶蹄類動物においては、**口蹄疫との類症鑑別上、重要な疾病**とされています。

舌の潰瘍（馬）



HP：感染症シリーズより

唾液分泌過多（牛）



HP：家畜疾病総合情報システムより

### ○水疱性口炎の発生を未然に防ぐために

- 1 農場での人及び車両の出入りに当たり、消毒等を徹底すること。
- 2 水疱性口炎が発生している国(メキシコ、アメリカ合衆国)への渡航自粛とウイルスを伝播させる可能性のある人及び物品を農場に近づけないこと。
- 3 水疱性口炎を疑う症状を呈している家畜を発見した場合は、延滞無く、家畜保健衛生所に連絡すること。

毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」



## 飼養衛生管理基準の遵守状況調査にご協力ください

家畜伝染病の「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動対応」に重点を置いて防疫対応を強化する観点から、平成23年4月に家畜伝染病予防法が一部改正されました。

これらの改正のうち、家畜の所有者は、**毎年の飼養衛生管理状況の報告義務**が施行され、2月1日の家畜の種類、飼養頭羽数、衛生管理の状況について報告いただいています。

その定期報告書に基づく飼養衛生管理基準の遵守状況を調査する必要がありますので、調査にご協力よろしくお願ひします。

### 具体的には・・・

- ・衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置していますか？
- ・衛生管理区域・畜舎に出入りする際、手指の洗浄又は消毒、靴の消毒を常時行っていますか？
- ・畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っていますか？
- ・毎日、飼養する家畜の健康観察を行っていますか？
- ・出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認していますか？
- ・衛生管理区域に立入者の記帳、記録を1年間保存していますか？

～平成22年に宮崎県で発生した口蹄疫を、2度と経験しないために～

- 基本的に各農場に立入して、家保職員により聞き取り調査を実施します。
- 調査日程は市町又は畜産団体の担当者と調整し、市町及び地域毎に調査します。
- 調査日程が決まり次第、事前に通知文でお知らせします。
- 調査時間は15分程度です。

## 近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
アフリカ豚コレラ	ロシア	5月15日～8月14日	豚 野生いのしし	-
高病原性 鳥インフルエンザ	ベトナム	8月11日	家きん	H5N6

9月1日現在

**通報**

家畜の異常を発見された場合はご連絡ください。  
天草家畜保健衛生所 電話番号0969-22-3668